

【会長】

本日は、委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、円滑に議事の進行が行えますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、昨年度は当市においては、第2次和歌山市地域公共交通計画と都市・地域総合交通戦略に基づき、すべての人にとって安心安全に利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築というのを理念に掲げ、25の施策と43の事業に取り組んでいるところでございます。地域公共交通の活性化にご協力いただき、ありがとうございます。

本日の議事は、

- (1) 令和5年度決算及び令和6年度予算について
- (2) 協議会規約の変更
- (3) 令和5年度地域公共交通計画進捗確認
- (4) 令和6年度利用促進事業について
- (5) 令和7年度地域内リーダー系統補助認定計画について
- (6) 専門部会設置について
- (7) その他

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、「令和5年度決算及び令和6年度予算について」、事務局から説明をお願いします。

●議事1「和歌山市公共交通政策推進協議会令和5年度決算報告及び令和6年度予算案」について説明（資料1）

【事務局】

それでは、「和歌山市公共交通政策推進協議会令和5年度決算報告及び令和6年度予算案について」、お手元の資料1に沿ってご説明します。

令和5年度は前年度繰越金及び、和歌山市からの負担金収入、により予算総額308,793円に対して、歳入実績額は、委員報酬の戻入および税還付金5,200円を含めた313,993円となりました。

歳出は、地域公共交通計画改定に伴い、合計5回開催した推進協議会による委員報酬費88,400円、食糧費12,181円、会場借上費33,190円、手数料3,300円および、高校とまちなかの大学の新入生向けに公共交通利用促進チラシを配布したことによる印刷製本費55,000円を執行し、計192,071円となり、116,722円が予算残額となりました。よって、収入済額計313,993円から執行済み額計192,071円を差し引いた残額121,922円が令和6年度への繰越金となります。なお、これは歳出の予算額116,722円に歳入の予算増5,200円を加えたものと同額となります。

次のページをご覧ください。令和5年度決算については、令和6年4月25日に監査を実施し、誤りがない報告を頂戴しています。

次のページをご覧ください。令和6年度については、歳入として、前年度からの繰越金121,922円及び和歌山市からの負担金収入78,000円により、予算総額199,922円を予定しております。次に歳出として、事業費については協議会の開催を2回想定しており、会議に係る費用78,000円を計上し、事務費に9,000円、利用促進事業に55,000円、予備費として57,922円を考えております。例年、利用促進事業費に残額を充てておりましたが、今年度からは予備費として、必要に応じて支出する費用に残額を充てられるように変更しております。

事務局からの説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。内容について、何かご意見、ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。皆様何かございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、了承いただいたものとして、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では内容については、了承いただきました。

続きまして、議事2「協議会規約の変更」について、事務局から説明の方よろしくをお願いします。

● 議事2「協議会規約の変更」について説明（資料2）

【事務局】

それでは、資料2をご覧ください。変更後の推進協議会規約案になります。網掛けの部分が変更点となります。

変更点としましては、大きく2つあります。2枚目A4横資料の新旧対照表をご覧ください。

1つ目が規約内第1条および第2条(1)から(3)で「地域公共交通網形成計画」と記載しており、現在まで「地域公共交通計画」に読み替えておりましたが、昨年度計画の改定を行ったこともあり、正式に「地域公共交通計画」に変更させていただきたいと考えております。

2つ目が第7条について、本日の議題6にあります「専門部会に関して必要な事項は会長が別に定める」という文章を追記しております。

専門部会については、後の議題6にてお伝えさせていただきます。変更箇所は以上です。

以上が、協議会規約の変更に関する説明です。変更のご承認のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。変更内容について、何かご意見、ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。皆様何かございますでしょうか。

それでは、了承いただいたものとして、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では内容については、了承いただきました。

続けて、事務局から議事3「令和5年度地域公共交通計画進捗確認」を説明させていただきます。

● 議事3「令和5年度地域公共交通計画進捗確認」について説明（資料3）

【事務局】

地域公共交通計画進捗状況についてお手元の資料3に沿って、説明させていただきます。

計画の進捗状況について、時間の関係上、令和5年度の主要な事業をご説明させていただきます。

まず、施策番号②-1「基幹バス路線の機能向上の検討」として、(右側のR5年度実施内容をご覧ください。)自動運転実証運行事業をけやき大通りにおいて、JR和歌山駅から和歌山城までの片道を運行ルートとして5日間実施しました。その右隣りに決算見込み額を記載しております。

続きまして、次のページに移りまして、施策番号⑧-1「歩きたくなる魅力的な道路空間づくり」として、令和4年度から引き続き、2事業、市道中橋線の整備、北ぶらくり丁における社会実験を実施しました。

次に、施策⑩-1「地域の意向を踏まえた地域バスやデマンド交通等の試行や導入」について、令和4年度の地域バス実証運行を踏まえ、令和5年11月から新たに木本・西脇線、有功線の本格運行を開始いたしました。

また、川永・紀伊地区において、令和5年12月から令和6年2月末まで実証運行を再度行いました。実証結果として、1便あたりの利用者数が1.7人となり、本格運行を実施している他の地域と同水準であったため、現在、令和6年度秋頃の実施を目指し、本格運行の準備を進めているところです。

最後に⑩-1「駅のバリアフリー化の推進」として、紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想を策定しました。今後、紀ノ川駅のエレベーター設置などのバリアフリー化に向けて、準備を進めてまいります。

主な事業としましては、以上となります。

また、令和5年度は第1期計画の最終年度となりますので、地域公共交通計画改定途中にお示しました達成度も記載しております。

◎が事業完了、○が一定の成果または継続事業、△があまり進捗していない事業となります。◎および○の事業が47事業中37事業となっており、一定の成果があったと考えております。

第2期計画につきましても、同様に進捗をお示しして、進捗管理をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上が、第1期計画の進捗報告になります。

【会長】

以上になりますが、何かご意見、ご質問等がございましたらお伺いしたいと思います。皆様何かございますでしょうか。

意見、質問に対する応答

【会長】

△がついているのはどういう風に進めていくのかを確認しておきたいと思っております。

【事務局】

△がついているのは、平成30年度に作成したこともあり、社会情勢等により、方向性が変わったものがございますので、第2期計画の方で継続させていくものについては継続させていただき、方向性が変わったものについては社会の情勢に合わせた形で、第2期計画にて進めていければと思います。

【委員 A】

少し前に流行った、小説に「もしドラ」がありますが、「あらゆる組織において、共通のものの方、理解、方向づけ、努力を実現するには、「われわれの事業は何か。何であるべきか」を定義することが不可欠である」と書いてあります。「何のための移動手段の提供か、段階的なゴールはどの程度に設定するか」などを本協議会で議論し、法定計画に記載できたと考えています。

事業を実施することが目的ではなく、最終的に法定計画や上位計画でも記載しているあるべき姿が達成できるよう意識することが大切ですので、実施主体のみなさまにおかれても、そういったことを念頭に置きながら、共に進めていただけると幸いです。よろしく願いいたします。

【会長】

進捗状況の関連について、計画に掲げていた数値目標とか達成状況とかがさらに必要なのかもしれないですね。今のご質問に対して事務局いかがでしょうか。

【事務局】

今おっしゃられた通り、事業実施がゴールではないです。全計画の中で短期から中長期的に取り組むべき施策を示していて、そこからつながる計画の最終年度の目標値を設定しておりますので、しっかり管理しながら第2期計画につなげて行きたいと思います。

【委員 B】

優先順位を決めていくべきだと思います。誰のために何をしているのかを見つめながら、例えば、どれくらいの人が助かりましたとか、そういう結果がある。何台補助したとかでなく、補助したことで、どこの地域で、助かった人が何人いるかを見ないと、結局公共交通を使わないという悪循環になっていくと思いますので、精査していただいて、優先順位を踏まえて進めていただけたらと思います。

【事務局】

改定作業を進める中で、第1期計画の進捗管理を踏まえて第2期に反映している部分もございます。各取組に対しての数値的な目に見えてわかるような部分は整理していきたいと思うのですが、数値化できない部分もございますので、またご意見等いただけたらと思います。

【委員 C】

⑨-2に自転車の走行区間の整備というのがありますが、決算見込が記載されていないので、進捗していないということになっているのですが、現状、国・県から支援や協力をいただいて、本市でも複数年にわたって整備を行っている状況ですので、一定の成果という形で記載していただけたらと思います。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。続きまして、議事4「令和6年度利用促進事業について」を説明させていただきます。

事務局お願いします。

● 議事4「令和6年度利用促進事業」について説明

【事務局】

資料4「令和6年度利用促進事業について」をご覧ください。

現在、当協議会において、利用促進事業として、新高校1年生および一部大学生に対して、公共交通に関するチラシの配布事業を行っています。

本日は利用促進事業について、ご意見を賜ればと思い、今までの経緯と現状をご説明させていただき、利用促進事業の今後について、一度ご検討いただければと思います。

資料の方に戻りまして、真ん中の表をご覧ください。令和元年度から公共交通の利用促進チラシの配布を開始し、新型コロナウイルス感染症の内容を加える等の変更を行いながら利用促進に取り組んできました。

下の利用促進事業に関する意見及び2枚目に添付しているチラシをご覧ください。

チラシの情報量が多くて読んでもらえない、マイカーでの通学が出来ない高校生に公共交通の利用促進を実施しても効果が限定的ではないかといったご意見が、当協議会においてもございました。

一方で、裏面をご覧ください。利用促進事業にかけられる予算についてご説明させていただきます。現状の歳入が和歌山市の負担金78,000円となっており、年2回の会議費で約78,000円が支出されます。

令和6年度において、利用促進予算 55,000 円、事務費 9,000 円、予備費 57,922 円となっており、事業を継続した場合は、繰越金の残額から判断するとあと2年しか、利用促進事業ができないこととなります。

それらを踏まえ、決定事項①としまして、利用促進事業をチラシの配布から変更するか否かをご検討いただき、決定事項②としまして、変更する場合は、どのような利用促進事業にするか、また、変更しない場合は、チラシのどの部分を修正するかなどをご検討いただければと思います。

本日、全てを決定するのではなく、ご意見を賜り、また改めて事務局側から利用促進案を提示できればと考えておりますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

【事務局】

少し補足させていただきます。予算は増額すればいいじゃないかという議論も出てくると思います。一旦、今年度残っている予算で何ができるかということ、来年度以降、どういう利用促進事業がいいのかということを検討いただいて、ご意見等を踏まえたうえで、令和7年度以降の予算についても検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、まずは決定事項①として、利用促進事業を変更するかを決めていきたいと思っております。意見等、何かございますでしょうか。

意見、質問に対する応答

【委員B】

促進事業の目的は、利用していただいて少しでも長く残す、もしくは持続させるということです。利用するターゲットとして、高校生に通学時に利用してもらおうというのは良いと思うが、そもそも高校生は公共交通しか使えない。そういう方を対象にずっとやってきました。実際に現場の声が反映されているのかが疑問です。現場の声を第一にしていきたい。事業内容を変えた方が良いと思いません。

【委員A】

公共交通を使っていない高校生たちはどういった通学手段なんだろうか。例えば、親のマイカー通勤のついでに乗せてもらうとかだろうか。通学手段を公共交通へ転換してもらうには、高校生の意識を変えたとしても、決定権を持つ親の考えも変えないといけないのではないかなと思う。送迎負担も考える必要がある。

滋賀県の近江鉄道沿線では、高校生たちに、公共交通が社会や家族にとってどのような点がよいかを知ってもらい、どのような情報があると公共交通に転換するかの意見を貰いながらリーフレットを作成して、中学生を対象とした高校説明会で配布を行っている。

従って、チラシ配布はよいと思うが、実施内容は変えた方がよいと思う。

【委員D】

私もチラシの内容を変えるべきであると考えています。ターゲットと内容を絞るべきで、普段から使っている高校生や移動手段の無い方ではなくて、普段使っていない方への利用促進で、チラシの右側にあるような公共交通の現状・必要性を訴えること、健康増進等の付加価値をアピールして、選択肢にない方に公共交通を選択肢に入れてもらうようなアプローチの方が良いのではと考えています。

【委員B】

ターゲットそのものを変えるのか、そのまま訴求を変えるのか。以前、琴電で聞いたが、高校生などが放課後・休日に映画館等へ出掛けるための割引きっぷと合わせた計画を事業者が行い、自治体がチラシの支援をしたという話がある。チラシ配布という方法は変えずに、ターゲットと内容を絞った方が良いでしょう。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。これまで、高校生をターゲットにしてきて、公共交通の現状、利用のメリット、便利な機能について事業者様からいただいたご意見を詰め込んだ形になっていて、情報量の多い、見にくい状況になってしまっていると思います。ご意見にあったように、ターゲットを明確に絞ったうえで、必要な情報を整理して一度作ってみたいと思います。また皆様にお示しして、ご意見いただけたらと思います。

【会長】

今、事務局に今後の進め方を言っていただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。それでは、利用促進事業は「チラシ配布から変更しない」ということで、事務局から後日、チラシ内容の修正案を提示していただきます。

続きまして、議事5「令和7年度地域内フィーダー系統補助認定計画について」を説明させていただきます。事務局をお願いします。

● 議事5「令和7年度地域内フィーダー系統補助認定計画」について説明

【事務局】

令和5年度に承認いただきました令和6年度地域内フィーダー系統補助認定計画の令和7年度分となります。これは、本市の地域バス「木本・西脇線」、「有功線」の運営費に対する国庫補助の申請となります。

令和6年度分につきましては、地域バスの運行事業者に直接補助金が支払われますが、令和7年度分からは当協議会を経由して、本市に補助金が入るという流れになりますので、また決算等にてご報告させていただきます。

それでは、申請書等の主な変更部分についてご説明いたします。

1 ページ目「地域公共交通計画認定申請書」になります。申請主体が補助制度上、法定協議会である当協議会会長となります。

次に2ページ目「補助要綱規定事項一覧表」です。地域公共交通計画との連動が当該補助要件にありますので、計画の関連ページを一覧にしております。

次に3ページ目「別紙」となりますが、地域バスの運行形態に変更がないため、令和6年度から申請書内容に変更はほとんどありません。変更箇所は赤字としておりますので、またご確認いただければと思います。

なお、本申請内容につきましては、事前に近畿運輸局和歌山支局様にご確認いただいております。

また、国庫補助申請の過程で生じた軽微な変更につきましては、事務局にご一任いただければと存じます。

令和7年度地域内フィーダー系統補助認定計画についての説明は以上です。

【会長】

以上になりますが、何かご意見、ご質問等がございましたらお伺いしたいと思います。皆様何かございますでしょうか。

意見、質問に対する応答

【委員D】

1 1番のところ「令和〇年〇月」となっているところは更新されますか。

【事務局】

昨年度、地域内フィーダー系統に認定された場合、国の方から車両購入の補助金が出ますので、車両の取得に係る目的・必要性という形で申請させていただいております。昨年度の申請時点では、車両購入の是非が不確定でしたが、今年度予算がつき、現在、車両購入の手続きに移っています。一旦、「令和〇年〇月」という表記にさせていただいた後、車両購入の時期が決定しましたら、修正させていただきます。

【会長】

ほかにございますか。それでは、このページにつきましては、事務局の提案通りの内容で申請していくということよろしいでしょうか。それでは、承認されたということで進めさせていただきます。

【委員A】

先程承認いただきました、地域内フィーダーの申請ですが、6月28日が締め切りとなっておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】

続きまして、議事6「専門部会設置について」を説明させていただきます。事務局お願いします。

● 議事6「専門部会設置について」説明

【事務局】

事務局から、本市の持続的な公共交通ネットワークを構築していくための検討や協議を行う場として、特に関係する委員の皆様にご協力をいただき、推進協議会の本会議とは別に、市内全体の「バス路線等ネットワークに関する検討部会」を立ち上げられたらと考えております。

今後、事務局から委員を選定させていただき、各委員様にご連絡させていただきますので、何卒、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

専門部会設置についての説明は以上です。

【会長】

以上になりますが、何かご意見、ご質問等がございましたらお伺いしたいと思います。皆様何かございますでしょうか。

意見、質問に対する応答

【委員E】

専門部会設置ということで、バス事業者としても、乗務員不足が非常に厳しい状況でございますが、路線バスを市民の皆様のために安心して使っていただける、和歌山市が目指すまちづくりのなかで、本当にバスが必要なのか、必要であればどのように守っていくのかについて、専門部会で議論させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【委員A】

採算で成り立つ路線であっても、支援することで社会的な便益が増えるところ、採算では成り立たないが生活に必要なところ、があると思います。これらを一緒に考えずに、議論していただければと思います。

【委員F】

交通弱者への対策の相談が増えてきていて、住民側でできることを増やしていく必要があるのではと思います。ボランティア輸送をやっていかないとすべての住民の要望に応えられない。一方で、地域の高齢化がかなり進んでいるので、ボランティア輸送を担える人もいないという事態に直面している。できるだけ多くの人に同等の権利を与えられたら、ということも協議できたらと思っています。

【会長】

これらの意見について事務局いかがですか。

【事務局】

現状、住民の方々の移動手段を確保するためには、いろんな輸送形態を組み合わせる必要があると思っています。ただ、我々としては、まずは既存の公共交通をどう維持・活性化していくかということを中心にして、進めていきたいと思っており、そこで補えない部分については、委員がおっしゃられた運送形態の研究・検討を進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【会長】

ご意見ございますか。それでは、専門部会設置については以上とさせていただきます。

それでは、最後に議事7の「その他」について皆様、何かございますでしょうか。

● 議事7「その他」

資料「地域公共交通のリ・デザインとは」を使い、説明

【会長】

ご説明ありがとうございました。何かご意見、ご質問等がございましたらお伺いしたいと思います。皆様何かございますでしょうか。

意見、質問に対する応答

【委員G】

地域公共交通再構築事業で、「地方公共団体が立地適正化計画をはじめとするまちづくり計画等において公共交通の利活用を位置付けた場合で」とありますが、和歌山市も立地適正化計画があって、まちなかと主要な駅・バス停を定めて、それが公共交通ネットワークにつながっていると表現しているのですが、それをもってこれを位置付けたということになるのでしょうか。

【委員A】

基本的にはそのスタンスで構わないと思いますけれども、再構築する公共交通機関をどうしていくのか、それとの兼ね合いがないと最終的な判断ができないと思います。どの部分を再構築して、どういう促進事業をするか等について、立地適正化計画との関連性が確認できればと思いますので、具体的な話があればご相談ください。

【会長】

他にございますか。

【委員B】

地域公共交通計画の進捗の中で、自立できそうな路線と、利用されなくて困っている路線を区分してほしい。お客さんが乗らないからやるっていうのではなくて、今乗っているお客さんを離さないためにも、もっと便利にするという考え方もあると思います。きちんと分けて、DX化がどんどん進んできますので、データ等を活用しながら、計画に則って、一回仕分けして、今年度これを注力的にやって一つ課題を解決していく、解決すれば新たな課題が見えてくるとと思いますので、優先順位をつけて進めていくのが大事ななと思います。

【会長】

皆様貴重なご意見ありがとうございました。

皆様から伺いましたご意見を事務局において検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、これで、本日の議事はすべて終了しました。皆様ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

4. 閉会

【事務局】

以上をもちまして、令和6年度第1回和歌山市公共交通政策推進協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。